

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

平成31年1月28日

大和市長 大 木 哲

公 売 の 日 時	入 札	平成31年2月26日 午後 1時30分から午後1時50分まで
	開 札	平成31年2月26日 午後 1時51分
公 売 の 場 所	大和市役所 第1分庁舎第2会議室及び第3会議室	
公 売 の 方 法	入 札	
売 却 決 定 の 日 時	平成31年3月 5日 午前10時	
売 却 決 定 の 場 所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課	
買 受 代 金 納 付 期 限	平成31年3月 5日 午後 2時	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条の規定の例により、当該滞納者及び当市の税務職員は公売財産を直接、間接を問わず買い受けることはできません。	
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 し 出 に つ い て	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は大和市総務部収納課に用意してあります。	
公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり。	
公 売 保 証 金	別紙のとおり。	
見 積 価 額	別紙のとおり。	
そ の 他 の 事 項	この公売公告に記載してある事項以外については、大和市総務部収納課に備え付けの「不動産公売広報」に記載されています。	
(注 意) 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		